“農地・水・環境保全”
水土里のネットワーク通信

＜ 第 7 号 ＞
２００８．５．１発行
島根県農地･水･環境保全協議会

活動組織との意見交換

４月２４日農林水産省の農地・水・環境保全向上対策室の池田室長外５名をお迎えし、斐川町農地・水・環境保全協議会と出雲市下出来洲ＫＨＣとの意見交換会を行いました。

町全域が一つの活動組織となっている斐川町活動組織では、区域が広すぎるため初年度は各地域への充分な事業内容の説明が行き渡らなかったことや、活動状況把握に時間がかかりすぎた事などの反省点とともに、今後は地域に密着した土地改良区が協議会事務局であることを前面に出してそうした問題点を解決する方向性が話し合われました。

一方、下出来洲ＫＨＣは、町内会や営農組織を中心として共同活動を実施しており、特に「花の街のプロジェクト」の一環として景観保全活動に努めていることや、２階部分の営農活動を実施している下出来洲営農組合と共催で地域の収穫祭を開催するなど、環境保全に取り組む方策についても意見交換しました。なお、２階部分の申請書類（生産計画）が膨大であり、１階部分同様もっと簡素化されるよう強い要請も行なわれました。

今回は、時間の都合で平野部の活動組織との意見交換会でしたが、次回は是非とも中山間地域での活動組織との意見交換も行い、本対策の必要性とともに簡素化された事務手続きの検証等も行い、本対策の効果が最大限発揮されるよう取組んでいきたいと思います。

◇◆活動組織データ◆◇

名　称	協定農用地	開水路	パイプライン	ため池	農　道	営農活動面積
斐川町農地・水環境保全協議会	2396.7ha	506.4km	41.3k	65 ヶ所	468.9km	93.3ha
下出来洲ＫＨＣ	74.5ha	13.9km	－	－	10.8km	12.9ha

全国各地の活動事例

特色ある活動事例を各地のホームページから探してみました！

立梅用水腐葉土づくりＯ

水土里ネット立梅用水は、約 30 キロにも及ぶ用水沿いに積もるナラやクヌギ、クリなどの広葉樹の落ち葉に着目。これまで、ごみとして用水に流して用水沿いの落ち葉を集め、たい肥にする取り組みを始めました。たい肥は、資源の循環型社会づくりの一環として「あじさいっぱい運動」や「花いっぱい運動」などのボランティア活動に提供していきます。

外来魚の放流禁止を喚起する看板設置

看板設置事例

遊休農地へのひまわり村の設置

布里田中の地域資源を守る会では、ホウネンエビやカブトエビの保護、生息環境の保全を目的とし活動している地域組織「ホウネンエビを守る会」と東京農業大学とが連携し、環境への負荷を軽減したコメ米作りに取組むために、ホウネンエビなどが生息できる水田環境の調査研究を行っている。

地域農家の指導のもとホウネンエビが生息できるほ場づくり(5 月)

学生により田植えが終わった水田とＰＲ看板(6 月)

地域の人を招いて行われた研究成果発表会(11 月)

活動事例紹介

☆高圧洗浄機　利用してみました！☆

第４号で紹介しました水路補修作業の準備として、水路に付着したコケ等が落ちやすい高圧洗浄機を使用された出雲市の常松の環境を守る会から感想が寄せられました。

”水路壁面の洗浄は綺麗になりました。底壁は洗浄より横から噴射することにより水分を飛ばす使い方として有効でした。事前に側面・底面の不良箇所洗出しにも使えます„

今回は、試験的に実施しましたが、気象条件が悪く秋の晴天続きの時期を見計らって本格的に実施出来ればと願っています。

島根県からのお知らせコーナー

本対策も２年目に入ります。活動を実施するため次の３点を出来る限り早く実施して記録しておきましょう。

①基礎部分の点検活動
　農用地・開水路・農道等を組織の皆さんで点検し写真を撮ります。
　（添付写真は、施設毎１枚。）
　※農道の砂利補充が必要ない場合は、異常のないことを証明する写真を撮りましょう。
②誘導部分の施設の機能診断（点検活動と同時でも可）
　施設の機能診断の状況は、点検活動と同様に写真を撮ります。
　（写真は、人が指すなどしている拡大写真を撮ります）
　※農道側溝の目地詰め等が必要ない場合は、異常のないことを証明する写真を撮りましょう。
機能診断の結果は記録管理します。次のｉ、ⅱのどちらかで取りまとめる。
　ｉ一覧表に取りまとめる。（表１参照、県土連ホームページに様式）
　ⅱ位置図など図面に記入する。
③計画策定　（基礎活動・農地水向上活動・農村環境向上活動）
　次のｉかⅱのどちらかを添付することが必要です。
　ｉ様式自由。一覧表等に取りまとめる。（表２参照、県土連ホームページに様式）
　ⅱ計画を策定している状況写真を添付する。

＝　参考記入例　＝

診断結果の記録（表１）

平成　２０　年度　　活動組織名：島根保全クラブ

実施日	施設区分	診断場所	診断結果（状況）
５月下旬	農道	集会所北側	側溝に土砂がたくさん堆積
６月下旬	農道	側溝ボックス	縞鋼板蓋設置（３カ所）
１１月下旬	農用地	保育所裏水田	落水口の沈下（５カ所）
１１月下旬	開水路	○○宅前幹線用水路	目地詰め（１０カ所）
１１月下旬	開水路	○○橋の高欄	ガードレールの補修
１１月下旬	農道	県道東側農道	砂利の補給（２００ｍ）
１月下旬	開水路	○○橋北側暗渠	暗渠の閉塞
１月下旬	パイプライン	小学校西側（○○の水田）	給水栓ボックスの破損
１月下旬	農道	小学校西側の交差点	カーブミラーの設置

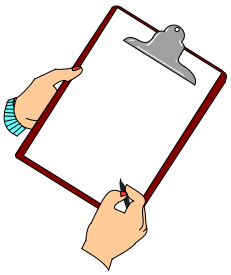

平成　２０　年度　共同活動計画（年度活動計画）（表２）

平成　２０　年度　　活動組織名：島根保全クラブ

実施予定時期	基礎部分	誘導部分	
		農地・水向上活動	農村環境向上活動
２０年４月	点検活動（農業者・役員） 計画策定（役員）	施設の診断（農業者・役員） 計画策定（役員）	計画策定（役員） 花植栽箇所（１９年度） 草取り（全戸）
５月	畦畔等の草刈り（農業者、９月まで） 農道側溝の土砂取り（町内全戸）	畦畔等のきめ細かな草刈り（農業者、９月まで）	広報看板作成（子供会・小学校ＰＴＡ）
６月	排水路の草刈り及び土砂取り（農業者・排水関係者）	ボックス蓋の制作設置（関係者）	空き缶等のゴミ拾い（女性の会）
７月	農道河川一斉草刈り（町内全戸）		花植栽箇所の草取り・追肥（全戸）
８月	農道河川草刈り（壮年会、若者会）		空き缶拾い（子供会、小学校ＰＴＡ）
９月	集会所周りの草刈り（老人会）		花植栽箇所の草取り（老人会）
１０月			
１１月	農道の砂利敷き（農家、壮年会、若者会）	落水口の補修（農家） 開水路の目地詰め（農家） 高欄のガードレールの補修（壮年会、若者会）	
１２月			空き缶等のゴミ拾い（全戸）
２１年１月	暗渠閉塞箇所の土砂取り除き（農業者、関係者）	給水栓ＢＯＸの補修（農家） カーブミラーの設置（小学校ＰＴＡ、若者会）	
２月			
３月	実施状況報告（役員） 実施状況調書作成（会計）		花の補植（女性の会）

※対象施設、場所、活動内容、参加者等記入

★紹　介★　活動組織からの問い合わせ

問	水路や農道等の改修を行ってもよいか。 例）土水路をコンクリート水路に改修する場合 　　砂利敷の農道をコンクリート舗装する場合等
回答	水路や農道等の改修を行うことができます。 　改修にあたっては、施設の所有者及び管理者の了解を得る必要がありますので、事前に市町村等に相談してください。 　また、共同活動の範囲（施工金額、施工技術等）を超える補修、改良が必要になった場合は、市町村へ相談してください。
問	遊休農地の草刈活動を行うことによって「遊休農地発生防止のための保全管理」を行っているが、本年度から農地復旧して大豆の作付を行いたい。共同活動支援交付金を受けられるか。
回答	昨年度から継続される草刈り等の基礎的活動や本年度行う予定の農地復旧活動は、「きめ細やかな遊休農地発生防止のための保全管理」活動として、その共同活動に掛かった費用を支援交付金から支払うことが可能です。 　ただし、大豆の作付が農業収入を目的とした営農活動であるならば、一連の作付け活動は共同活動として位置づけることはできません。従って、種や肥料等の購入費や作付け活動に対して支援交付金を支払うことはできません。 　本対策の目的の一つは、遊休農地の適切な保全管理や農地復旧であることから、遊休農地対策としての共同活動の取り組みは広く展開して欲しいものです。 　例えばレンゲやコスモスの作付けのように、復旧された農用地を利用した景観作物の作付ならば、営農活動でない限り、種、苗、肥料、資材等の購入費や作付け活動に対して支払いは可能です。 　各組織の現状によって取扱いも異なるので、詳しくは、市町村、県、協議会事務局へお問い合わせください。

～　編 集 後 記　～

ガソリン暫定税率と後期高齢者医療制度（長寿医療制度）が政局に大きな影響を与え、今後はどうなるのか？

島根にとってはどちらも大問題。細長い県土を結ぶ高速道路はこれから！高齢化率（65 歳以上÷総人口）も 2005 年で 27.1%と日本一！！

目先の事ではなく、国家財政が破綻しないよう、将来を見据えた国土保全、福祉水準とそのための負担を議論してほしいところですが！

ところで、2025 年には、島根の高齢化率は 36.2%の予想だが、高齢先進県である為、65 歳以上人口増加率は 12%、人数にして、2 万 4 千人とか。この程度の増加なら、本対策でお年寄りも含めて地域の活性化に取組めば余裕をもって日本一を迎えられると思うが。ただ首都圏 4 県では、増加率 60%、360 万人の増加とか。老人福祉施設とかの絶対数も不足しており、大問題。地方からの仕送りはさらに増えるのか。

春の幸である、タケノコ、フキ、ワラビ等を食し、土に触れて生活できる地方の生活に満足しながら、国家の大計を案じる次第です！！

～農地・水・環境保全向上対策に関することは！～

◆島根県農地・水・環境保全協議会まで
　〔事務局〕水土里ネット島根　℡0852-32-4141　Fax0852-24-0848
　http://www.shimanedoren.or.jp/arkadia/kai_set.htm

◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ（共同活動）℡0852-22-6262
　〃　農畜産振興課有機農業グループ（営農活動）℡0852-22-6477
　http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆又は県内各農林振興センター、最寄りの各市町村担当課までお問合せ下さい。